

第2 スプリンクラー設備

平成24年12月5日施行

平成26年 4月1日改正

平成27年 4月1日改正

1 スプリンクラー設備のヘッドを要しない部分

(1) 規則第13条第3項第1号

ア 階段（令別表第一（2）項、（4）項、（16）の2項及び（16）項イ（（2）項及び（4）項の用に供するもの）は建基令に規定する避難階段又は特別避難階段に限る。）

イ 浴室、便所

ウ 浴室又は便所に付随した小規模な洗面所

エ 共同住宅等の脱衣所（洗面所を兼ねるものを含む。）

(2) 規則第13条第3項第2号

ア 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室

イ 防災センター等（常時人がいる場所で、かつ、消防用設備等又は建築設備の操作盤等の機器が設けられている場所（仮眠室、休憩所は含まない。）に限る。）、放送室、電話交換機室

(3) 規則第13条第3項第3号

エレベーター、機械換気設備（ボイラー室含む。）及び衛生設備の機械室、ポンプ室

(4) 規則第13条第3項第4号

発電機、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器及び計器用変成器が設置されている場所

(5) 規則第13条第3項第5号

ア エレベーター及び配膳専用昇降機の昇降路

イ リネン、ダスト及びメールシュート

ウ パイプシャフト類及び給排気ダクト

(6) 規則第13条第3項第6号

ア 開放廊下（平成17年3月25日付け消防庁告示第3号・第4・2（4）に適合

するもの。)

イ 外気が流通する場所（規則第23条第4項第1号ロ）

(7) 規則第13条第3項第7号

ア 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室及び重症患者集中治療室

イ その他これらに類する室として下記に定めるもの

(ア) 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、陣痛室、沐浴室、汚物室、無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液・採血室、天秤室、細菌検査・培養室、血液保存に供される室、血清検査室・保存室、解剖室、人工血液透析室に付属する診断室・検査室・準備室、特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室、未熟児観察室、製剤無菌室、注射液製造室、消毒室（蒸気を熱源とするもの）

(イ) 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室、手術に関連するモニター室・ギブス室・手術ホールの廊下

(ウ) 医療機器を備えた診療室、理学療法室及び霊安室

(8) 規則第13条第3項第8号

ア レントゲン室、放射線源を使用・貯蔵・廃棄する室

イ レントゲン室等に含まれる室として下記に定めるもの

放射性同位元素に係る治療室・管理室・準備室・検査室・操作室・貯蔵室、診断・検査関係の撮影室・透視室・操作室・暗室、心臓カテーテル室、X線テレビ室

2 水源

令第12条第2項第4号によるほか、第1屋内消火栓設備1（（6）を除く。）によること。

3 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（（3）、（6）を除く。）によるほか、次によること。

(1) 加圧送水装置は、スプリンクラー設備専用とすること。

(2) ポンプの定格吐出量は、次によること。

ア 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。以下同じ。）、側壁型ヘッド、小区画型

ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドを設けるものは、次表によること。

ヘッド種別	防火対象物の区分		定格吐出量 (L/min以上)	
標準型 ヘッド	令第12条第1項第1号から第4号まで、第10号から第12号までに掲げるもの	百貨店及び延べ面積が1,000㎡以上の小売店舗	高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350	
		その他のもの	地階を除く階数が10以下	高感度 8個×90=720 高感度以外 10個×90=900
			地階を除く階数が11以上	高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350
	令第12条第1項第6号及び第7号に掲げるもの		高感度 12個×90=1,080 高感度以外 15個×90=1,350	
	令第12条第1項第8号に掲げるもの		1種 16個×90=1,440 1種以外 20個×90=1,800	
側壁型 ヘッド	地階を除く階数が10以下のもの		8個×90=720	
	地階を除く階数が11以上のもの		12個×90=1,080	
小区画型 ヘッド	令第12条第1項第1号及び第9号に掲げるもの又はその部分で延べ面積が1,000㎡未満のもの		4個×60=240	
	共同住宅用スプリンクラー設備を設けるもの		4個×60=240	
	地階を除く階数が10以下のもの（令第12条第1項第1号に掲げるもので延べ面積が1,000㎡未満のものを除く。）		8個×60=480	
	地階を除く階数が11以上のもの		12個×60=720	
開放型 スプリンク ラーヘッド	令第12条第1項第1号及び第9号に掲げるもの又はその部分で延べ面積が1,000㎡未満のもの		4個×90=360	
開放型 スプリンク ラーヘッド	令第12条第1項第1号に掲げるもの（延べ面積が1,000㎡未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が10以下のもの		最大放水区域に設置される個数×1.6×90	
	舞台部が10階以下にあるもの		最大放水区域に設置される個数×1.6×90	
	舞台部が11階以上にあるもの		ヘッドの設置個数が最大の階の個数×90	

備考

- 1 ヘッドの設置個数が、表中の個数に満たない場合は当該設置個数とする。
- 2 乾式・予作動式の流水検知装置が設けられているもの（小区画型ヘッドを除く。）にあつては、ヘッドの個数に1.5を乗じて得た個数とし、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げ整数とすること。

イ 放水型ヘッド等を設けるものは、ヘッドの性能に応じ、放水区域に有効に放水できる量とすること。また、一のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設けられ、同時に放水する可能性がある場合にあつては、それぞれのスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量以上の量とすること。ただし、同一区画内に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが設置される場合で、区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数が規則第13条の6第1項第1号から第4号までに規定する個数に満たない場合は、当該区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数に90L/minを乗じて得た量を合算した量以上の量とすることができるものとする。

(3) その他

一のスプリンクラー設備に異なる種別のスプリンクラーヘッドが使用される場合のポンプの定格吐出量は、定格吐出量が最大となるスプリンクラーヘッドの規定により算出した量以上の量とすること。

4 呼水装置

第1屋内消火栓設備3によること。

5 配管

屋内消火栓設備5（（18）を除く。）によるほか、次によること。

(1) 立上り配管口径は、次表に定める口径以上とすること。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	8個以下	15個以下	29個以下	30個以上
立上り配管口径	65A	100A	125A	150A

イ 小区画型ヘッド

同時開放個数	4個	8個以上
立上り配管口径	50A	65A

(2) 配管口径は、設けられるヘッド数の合計数に応じ次表に定める口径以上とすること。

ただし、配管口径が立上り配管口径を超える部分にあつては、当該部分の配管口径を立上り配管口径以下とすることができる。

ア 標準型ヘッド、開放型スプリンクラーヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管口径	25 A	32 A	40 A	50 A	65 A

30個以下	100個以下	100個を超えるもの
80 A	90 A	100 A

イ 小区画型ヘッド

ヘッド数	1個	3個以下	5個以下	8個以下	9個以上
配管口径	20 A	25 A	32 A	40 A	50 A

- (3) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称65の差込式の受け口とすること。
- (4) 送水口の受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称65の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること。
- (5) 送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (6) 送水口直近の配管には、逆止弁及び仕切弁を容易に操作できる場所に設けること。
- (7) 送水口は、必要とされる加圧送水装置の定格吐出量を1,600L/minで除した個数以上を設けること。なお、小数点以下の数値を含むものにあつては、小数点以下を切り上げ整数とすること。
- (8) 立上り管が2系統以上となる場合は、2以上の送水口を相離れた場所に設け、それぞれの立上り管の低層部で立上り管の配管口径と同等以上の横引き管で接続すること。
- (9) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所にスプリンクラー設備用である旨の表示をすること。

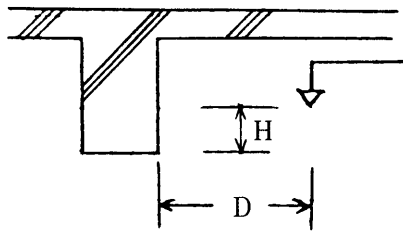
6 閉鎖型スプリンクラーヘッド

令第12条第2項によるほか次によること。

(1) 標準型ヘッド

- ア 標準型ヘッドを天井から30cm以上離して設けなければならない場合は、火災の際すみやかに当該ヘッドを作動させることができる集熱板（材質は金属製とし、1,200cm²以上（角形のものにあつては、短辺20cm以上）のもの。以下同じ。）を設けること。

イ デフレクター周囲の放射空間に、梁等がある場合は次表により設けること。

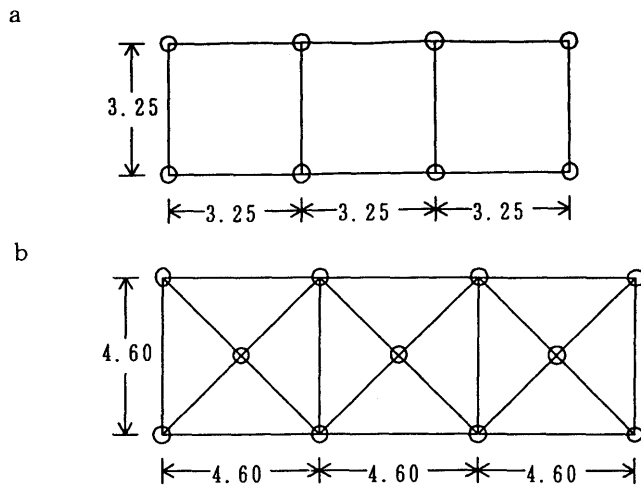


D (cm)	H (cm)
75未満	0
75以上	10未満
100以上	15未満
150以上	30未満

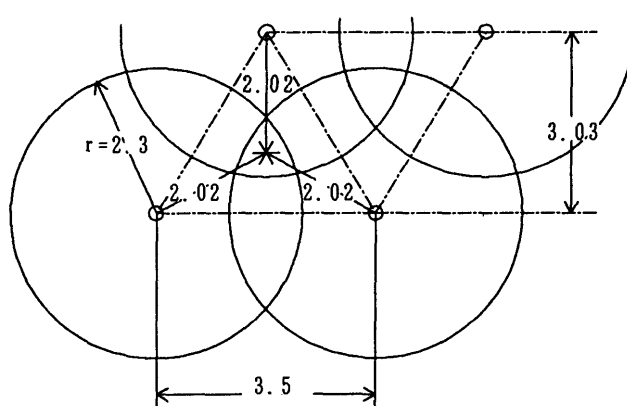
ウ 標準型ヘッドの設置間隔

各部分からの水平距離2.3mで配置する場合を示す。

(ア) 正方形に配置する場合



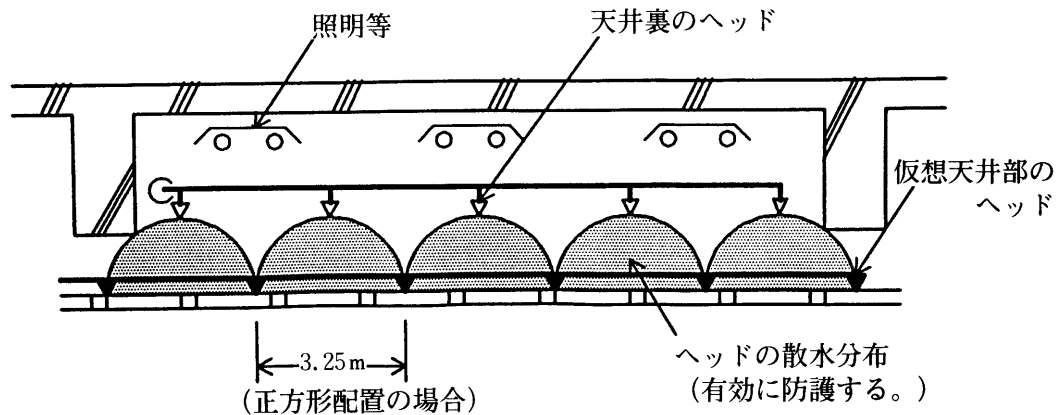
(イ) 千鳥形に配置する場合



エ 仮想天井がある場合

天井がルーバー形式又はつり天井等（以下「仮想天井」という。）で、ふとこが30cm以上となる場合は、天井面のほか仮想天井部にもヘッドを設けること。なお、天井面に設けるヘッドは仮想天井部で有効に散水できるように配置すること。ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、これによらないことができる。

<参考例図>



(ア) 天井面のヘッドを省略できるもの

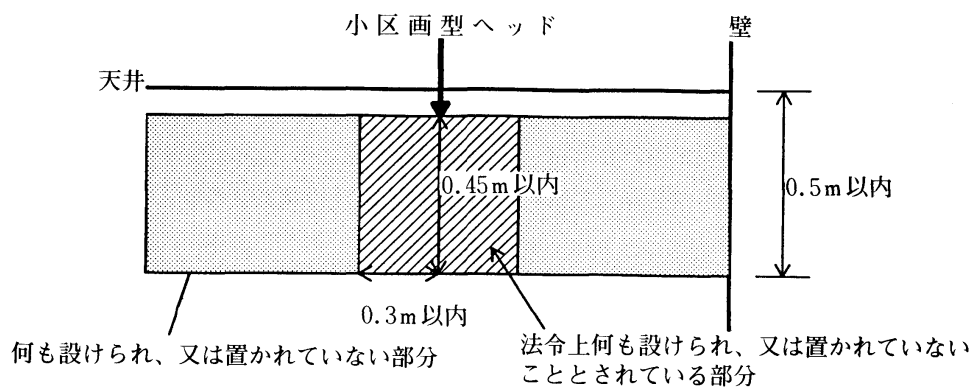
- a 仮想天井のふとこは、1m以内であること。
- b 仮想天井は、下地を含め不燃材で構成されていること。
- c 仮想天井のふところには、可燃物（電気配線及び器具を除く。）が用いられていないこと。
- d 仮想天井部には、令第12条第2項第2号イに定める基準によるほか、各4個のヘッドで囲まれた空間の中央部にさらに1個のヘッドを増設配置すること。
- e ヘッドには集熱板を設けること。

(イ) 仮想天井部のヘッドが省略できるもの

- a 仮想天井に用いる部材は、厚さ3cm以下で、高さ10cm以下であること。
- b 開放部（構成部材相互の空間をいう。）の合計面積が当該仮想部で70%以上であること。
- c 天井面に設けられたヘッドのデフレクターと仮想天井の間に45cm以上の空間があること。
- d ヘッドは、仮想天井部で有効に散水できるように配置すること。

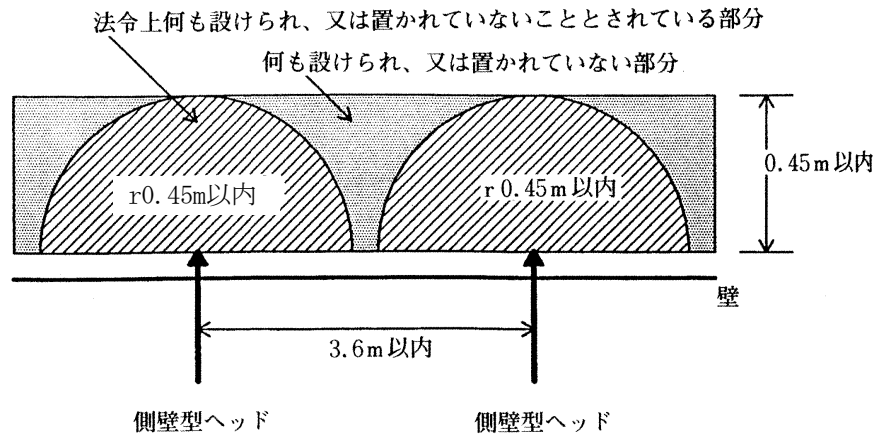
(2) 小区画型ヘッド

- ア 令別表第一（５）、（６）項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等（宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等。以下同じ。）に該当する部分に設けること。
- イ 天井の各部分から一のヘッドまでの水平距離が 2.6 m 以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が 13 m^2 以下となるように設けること。また、一の宿泊室等に二以上のヘッドを設ける場合には、ヘッド相互の設置間隔が 3 m 以下とならないように設置すること。
- ウ デフレクターから下方 0.45 m 以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。



(3) 側壁型ヘッド

- ア 令別表第一（５）、（６）項に掲げる防火対象物のうち、宿泊室等及び廊下、通路その他これらに類する部分（廊下、通路、フロント、ロビー等）に該当する部分に設けること。
- イ 床面の各部分が一のヘッドにより防護される床面の部分（ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ 1.8 m 以内で、かつ、前方 3.6 m 以内となる範囲を水平投影した床面の部分をいう。）に包含されるように設けること。
- ウ デフレクターから下方 0.45 m 以内で、かつ、水平方向 0.45 m 以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については次の例によること。



(4) 種別の異なる閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一階の同一区画（防火区画された部分又はたれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されている閉鎖型スプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。ただし、放水量と感度の種別が同じ閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。

(5) 建基令第112条に定める防火区画にシャッターが設置される場合は、シャッターに配慮したヘッド配置とすること。

7 舞台部の開放型スプリンクラーヘッド

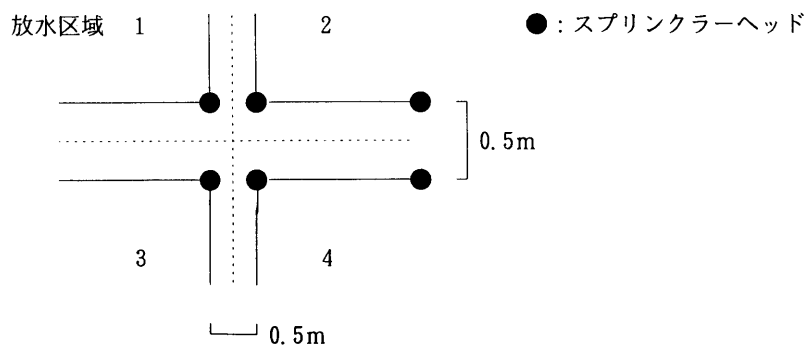
令第12条第2項によるほか次によること。

(1) 放水区域

放水区域は、規則第14条第1項第2号によるほか、次によること。

ア 一の放水区域に設けるヘッド数は、30個以上とすること。ただし、当該舞台部に設けるヘッド数が30個未満のときは、当該設置個数を一放水区域とすることができる。

イ 放水区域が二以上となる場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔は0.5m以下とすること。



(2) 手動式開放弁

- ア 容易に操作でき、かつ、放水区域の見通しがきく箇所に設けること。
- イ 放水区域ごとに相離れた位置に二以上設け、いずれの弁を操作しても放水できること。
- ウ 手動式開放弁の設置場所付近には、非常用照明装置を設けること。

(3) ヘッド

- ア ヘッドを配管の上部に上向きに取り付けるときは、じんあい等が集積しないよう保護装置を設けること。
- イ 床面から天井面までの高さが5 m未満の場合は、標準型ヘッドとすることができるものとする。
- ウ イにより標準型ヘッドを設ける場合の加圧送水装置の能力は、同時開放個数30個に準じて設定すること。

(4) 舞台上部に可動式の反響板を設ける場合は、手動式開放弁の付近に、すみやかに反響板を散水に支障のない位置まで移動させる装置を設けること。

(5) 舞台部と客席部の間にドレンチャー設備が設けられる場合は、必要水量を加算すること。

8 放水型ヘッド等

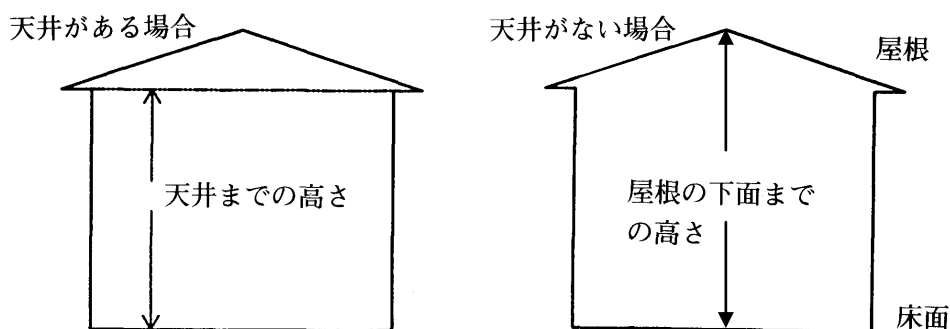
令第12条第2項によるほか次によること。

(1) 放水型ヘッド等は、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号）により設けること。

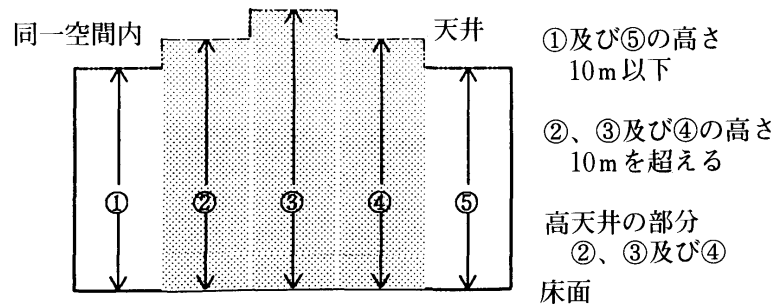
(2) 放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するかは、次によること。

ア 床面から天井までの高さは、次によること。

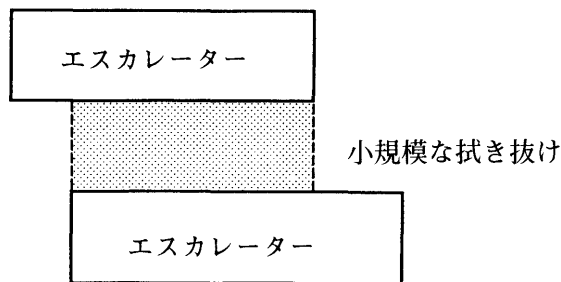
(ア) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ



- (イ) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さにより高天井の部分とすること。
- (ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ



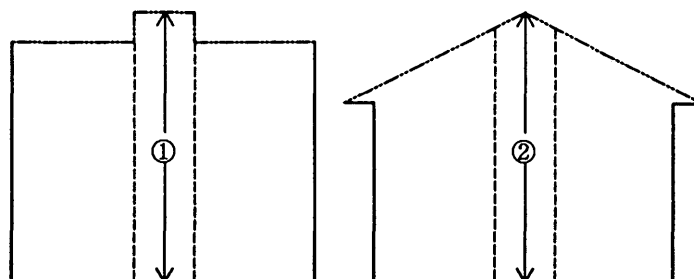
- イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。
- (ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹抜け状の部分（概ね50m²未満）



- (イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合

- ①及び②が10mを超える部分
明かり窓、排煙口等の部分

屋根の頂部



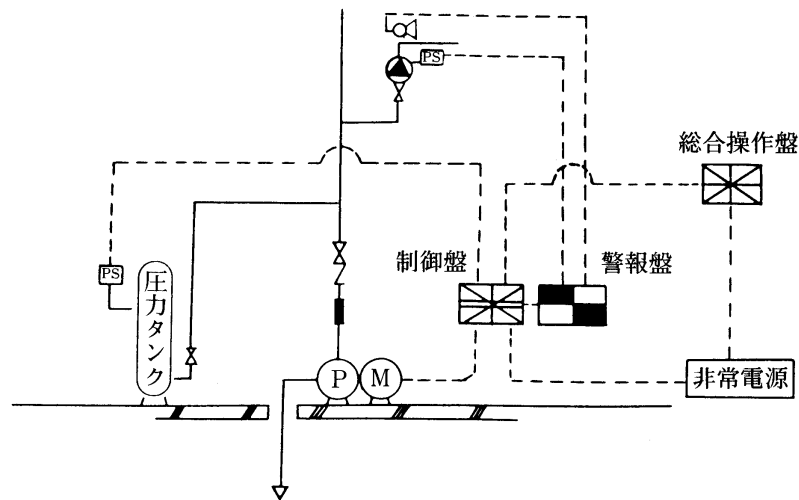
9 流水検知装置及び自動警報装置

流水検知装置及び自動警報装置の設置は、規則第14条第1項第3号から第4号の5によるほか次によること。

- (1) 流水検知装置の一次側直近には、制御弁を設けること。
- (2) 流水検知装置は、階段又は非常用エレベーター乗降ロビー等の直近で点検に際し、人が容易に出入りできる場所に設けること。
- (3) 流水検知装置は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室（各階ごとに床打されていること。）等に設けること。なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとすること。ただし、容易に解錠できる透明プラスチックカバー付き非常解錠方式等の構造のものとする場合にあってはこの限りでない。
- (4) 流水検知装置の自動警報装置（サイレン又はゴングに限る。）は、自動火災報知設備が設けられている場合、流水検知装置の近くに一箇所設ければ足りるものとする。ただし、自動火災報知設備が設けられていない場合は、規則第24条第5号ニに準じ水平距離が25m以下となるよう自動警報装置を設けること。
- (5) 規則第14条第1項第4号ニに定める表示装置は、非常電源容量を30分以上保有すること。
- (6) 流水検知装置の操作ハンドルは、人が容易に触れないような措置を施すこと。
- (7) 表示装置の表示窓は、流水検知装置ごとに設けること。
- (8) 一の流水検知装置が受け持つことができる警戒区域は、3,000㎡以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合には、12,000㎡以下）とし、二以上の階にわたらないこと。ただし、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。
 - ア 防火対象物の階又は塔屋で設置されるヘッドの個数が10個未満で、かつ、流水検知装置等が設けられている階の直上階又は直下階の場合
 - イ 前アの階が自動火災報知設備の技術上の基準に従い有効に警戒されている場合
- (9) 流水検知装置が設けられている場所には、非常用照明装置を設けること。
- (10) 一の流水検知装置が受け持つ警戒区域に放水量の異なる種別のスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられている場合の流水検知装置の検知流量定数は、次の表によること。

同一階の配管系の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

<参考例図>

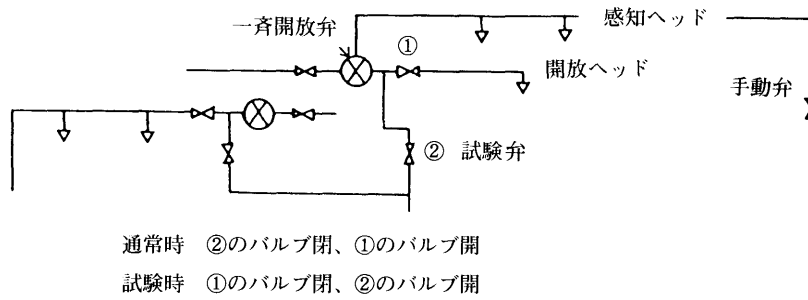


10 末端試験弁

末端試験弁の設置は、規則第14条第1項第5号の2によるほか次によること。

- (1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。
- (2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、排水措置を講ずること。
- (3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径の2倍以上を有し、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。
- (4) 開放型スプリンクラーヘッド等を設け一斉開放弁又は選択弁を設ける場合は、ヘッドから散水することなく一斉開放弁等の試験ができる弁及び排水管を設けること。
- (5) 屋上等の最遠部には、仮設等を設けることにより、同時放射試験ができる措置を講ずること。
- (6) 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設けること。

<参考>



11 起動装置

起動装置の設置は、規則第14条第1項第8号によるほか次によること。

加圧送水装置の自動起動装置は、スプリンクラーヘッド（放水型ヘッド等を除く。以下11において同じ。）の開放、補助散水栓の開放弁の開放又は火災感知装置（開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の手動開放弁を含む。）の作動により、起動用水圧開閉装置（圧カタンク）及び流水検知装置（自動警報弁）のいずれかからの信号において起動（放水圧力が最も低くなると予想される部分においてスプリンクラーヘッドが0.1MPa以下又は、補助散水栓のノズル放水圧力が0.25MPa以下となる前に起動すること。）するものであり、その停止は制御盤における直接操作によること。ただし、起動用水圧開閉装置の起動の場合の停止は、実態により直接操作によらないことができる。

12 起動用水圧開閉装置

第1屋内消火栓設備7（2）（イを除く。）によること。

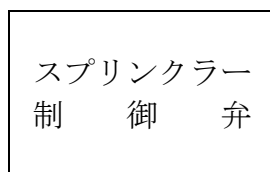
13 減圧方法

放水圧力が1MPaを超えないための措置（放水型ヘッドを除く。）は、第1屋内消火栓設備6（（4）アを除く。）によること。

14 表示

(1) 流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。

ア

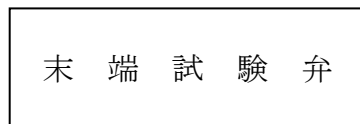


大きさ 縦10cm×横30cm以上
文字 3cm角以上
色 地：赤色 文字：白色

- イ 表示は、3メートル以上離れた位置から確認できる場所に設けること。
- ウ 一の階に警戒区域が2以上となる場合は、流水検知装置の受け持つ区域図を表示すること。
- エ 配管室、専用室等内に流水検知装置を設ける場合は、当該扉又は点検口前面にもアの表示を設けること。
- オ 防火対象物の形態により、流水検知装置の位置が分かりにくい場合は、各流水検知装置の位置を記載した各階平面図を、自動火災報知設備の受信機付近に付置すること。

(2) 末端試験弁

- ア 末端試験弁の直近には、次の表示を設けること。



大きさ 縦10cm×横30cm以上

文字 3cm角以上

色 地：赤色 文字：白色

- イ 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等に前記アの表示を設けること。

(3) 開放型スプリンクラーヘッドの手動弁

- ア 手動式開放弁が受け持つ放水区域図（20cm角以上）を表示すること。
- イ 各手動式開放弁については、それぞれ受け持つ放水区域が分かるよう表示板を設けるか、手動式開放弁の色分け等を施すこと。

- (4) 送水口には、「送水口（スプリンクラー専用）」及び適正送水圧力値の表示をすること。なお、高層用又は低層用の送水口については、「高層用〇階～〇階」又は「低層用〇階～〇階」を併せて表示すること。

15 乾式又は予作動式スプリンクラー設備

(1) 設置場所

- ア 乾式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「乾式スプリンクラー設備」という。）は、スプリンクラー設備の配管等の凍結による被害の生ずるおそれがある場所に設置するものとする。
- イ 予作動式流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備（以下「予作動式ス

プリンクラー設備」という。)は、ア及び宝石、毛皮、貴金属等を展示し又は販売する室、電子計算機室、通信機器室等の万一誤って放水した場合に、特に著しい水損が生ずるおそれがある場所に設置するものとする。

(2) 加圧装置

- ア 加圧装置には、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。
- イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管の圧力設定値まで加圧するのに要する時間は30分以内であること。
- ウ 加圧装置の配管は、規則第14条第1項第10号により設けること。
- エ 加圧装置は、常用電源回路を専用とし、かつ、他の動力回路の故障により影響を受けるおそれがないこと。
- オ 加圧装置は、容易に点検できる場所に設置すること。

(3) 減圧警報装置

- ア 加圧装置が運転不能となった場合又は加圧装置の圧力が当該規定圧力以下に低下した場合に警報を発すること。
- イ 減圧警報装置は、防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(4) 感知部

- ア 予作動式スプリンクラー設備に用いる感知部の種類は、自動火災報知設備の感知器のうちスプリンクラーヘッドの表示温度より低い温度で感知する定温式又は差動式の感知器とすること。
- イ 感知器の設置は、規則第23条及び第24条によること。
- ウ 感知器が断線した場合に警報を発するものとし、警報装置は防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(5) 配管

- ア 乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該装置の作動試験に要する弁及び排水管を設けること。
- イ 流水検知装置の二次側配管容積は、表-1によること。

表-1

流水検知装置の配管内径 (ミリメートル)	二次側の配管容積 (リットル以下)
50	70
65	200
80	400
100	750
125	1,200
150	2,800
200	2,800

ウ 管及び管継手の材質及び防食措置は、規則第14条第1項第10号（ロ及びハを除く。）によること。

エ 配管10mにつき4cm以上の勾配をつけること。

オ 配管には有効に排水できる排水弁を設けること。

(6) スプリンクラーヘッド

規則第13条の2第4項第1号トについて、上向きヘッドと同等の排水措置を講じたときは、下向きヘッドを使用することができること。

(7) その他

ア 乾式及び予作動式の流水検知装置の一次側配管が凍結のおそれのある場所に設置される場合は、凍結防止の措置を行うこと。

イ 二次側に加圧しない方式の予作動式の流水検知装置は、逆止弁を設け、当該逆止弁以降を（2）に準じて加圧すること。

ウ 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備を設置する場合は、事前に協議すること。

エ 予作動式の制御盤等から電磁弁までの配線は耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を附置するものとし、全ての電源が遮断された場合でも予作動弁が開放を維持すること。

オ 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合は、流水検知装置の二次側から配管を分岐しないこと。

16 配線等

配線等の設置は、規則第14条第9号によること。

17 補助散水栓

補助散水栓は、規則第13条の6第3項によるほか次によること。

(1) 起動装置

1 1 起動装置の規定によること。

(2) 配管

ア 補助散水栓への立上り管は32A以上のものとする。

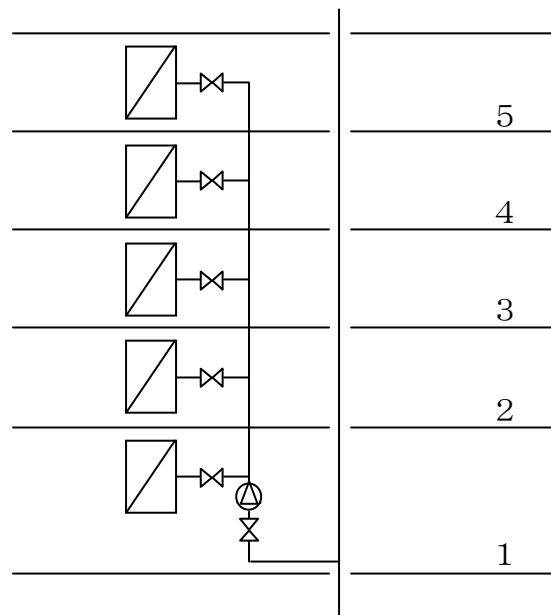
イ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置の二次側配管から分岐設置すること。
ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる。(次図参照)

(ア) 地上と地下部分を別系統とすること。

(イ) 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

(ウ) 補助散水栓の一次側には階ごとに仕切弁を設置すること。

(エ) 当該補助散水栓のノズルの先端における放水圧力が0.7MPaを超えないための措置が講じられていること。



(3) 表示

表示は、第1屋内消火栓設備8(5)ア、イ及びエによること。なお、補助散水栓箱

の扉表面の表示については、「消火用散水栓」とすることができる。

18 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

令第12条第1項、規則第13条第3項、規則第13条の6第2項、同条第2項及び規則第14条第1項によるほか次によること。

(1) 性能は、次表によること。

性能	内装制限 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ	
	準不燃材料	左記以外
ポンプ吐出量	最大放水区域のヘッド個数 ×20L/分以上	最大放水区域のヘッド個数 ×35L/分以上
ヘッド放水量	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、15L/分以上	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、30L/分以上
ヘッド放水圧力	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、0.02MPa以上	最大放水区域のヘッド個数を同時使用し、0.05MPa以上
水源水量	1.2m ³	最大放水区域のヘッド個数 ×0.6m ³

ア 最大放水区域のヘッド個数は、当該個数が4以上の場合は4とする。

イ 使用するヘッドは、防火対象物又はその部分の床面から天井までの高さに応じ、小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドに限る。）、開放型スプリンクラーヘッド又は放水型ヘッド等とし、規則第13条の5第1項及び第2項によること。

ウ 放水型ヘッド等を用いる場合は、表によらず規則第13条の4第3項、規則第13条の6第1項第5号及び第2項第5号並びに規則第14条第2項によること。

(2) 加圧送水装置は、第1屋内消火栓設備2（1）、（2）、（5）及び（7）によるほか、前記3（1）、（2）イ及び（3）によること。

(3) 配管は、規則第14条第1項第10号によるほか、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）に適合するものを使用すること。

(4) 小区画型ヘッドは、前記6（2）イ及びウによること。なお、小区画型ヘッドのうち水道連結型ヘッドを使用すること。

(5) 開放型スプリンクラーヘッドは、前記7（1）イ及び（2）によること。なお、平成21年12月現在において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用することができる開放型スプリンクラーヘッドは開発されていない。

- (6) 放水型ヘッド等は、前記8によること。
- (7) 起動装置は、規則第14条第1項第8号によること。
- (8) 減圧方法は、前記13によること。
- (9) 表示は、前記14(3)によること。
- (10) その他

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付け消防予第131号）によること。

19 パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備については、以下の省令、告示及び通知に従い設置することができる。

- (1) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）
- (2) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）
- (3) 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示」及び「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示」の運用上の留意事項について（平成16年5月31日付け消防予第94号）